

確定拠出年金（DC）について

60歳までにかかるお金

給与・賞与

年金

生活費



老後にいくら必要か
考えたことはありますか？

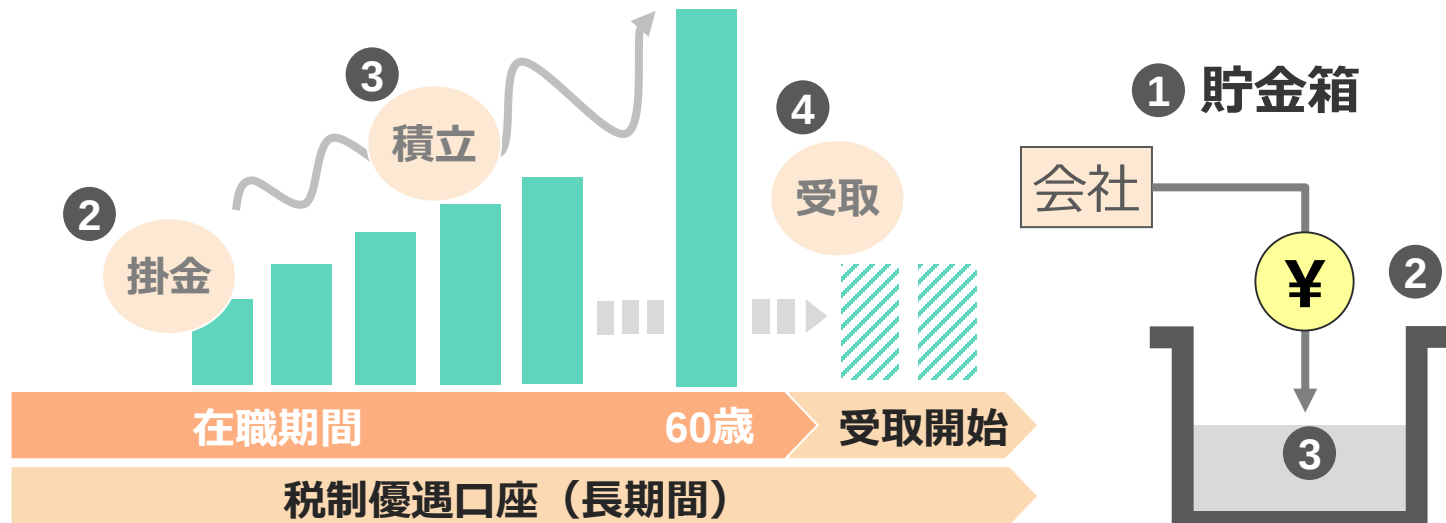
※ 金額の目安は、“DC制度の必要性を学ぶ”で
ご確認ください。

20歳～

60歳～

80歳～

確定拠出年金（DC）制度とは？

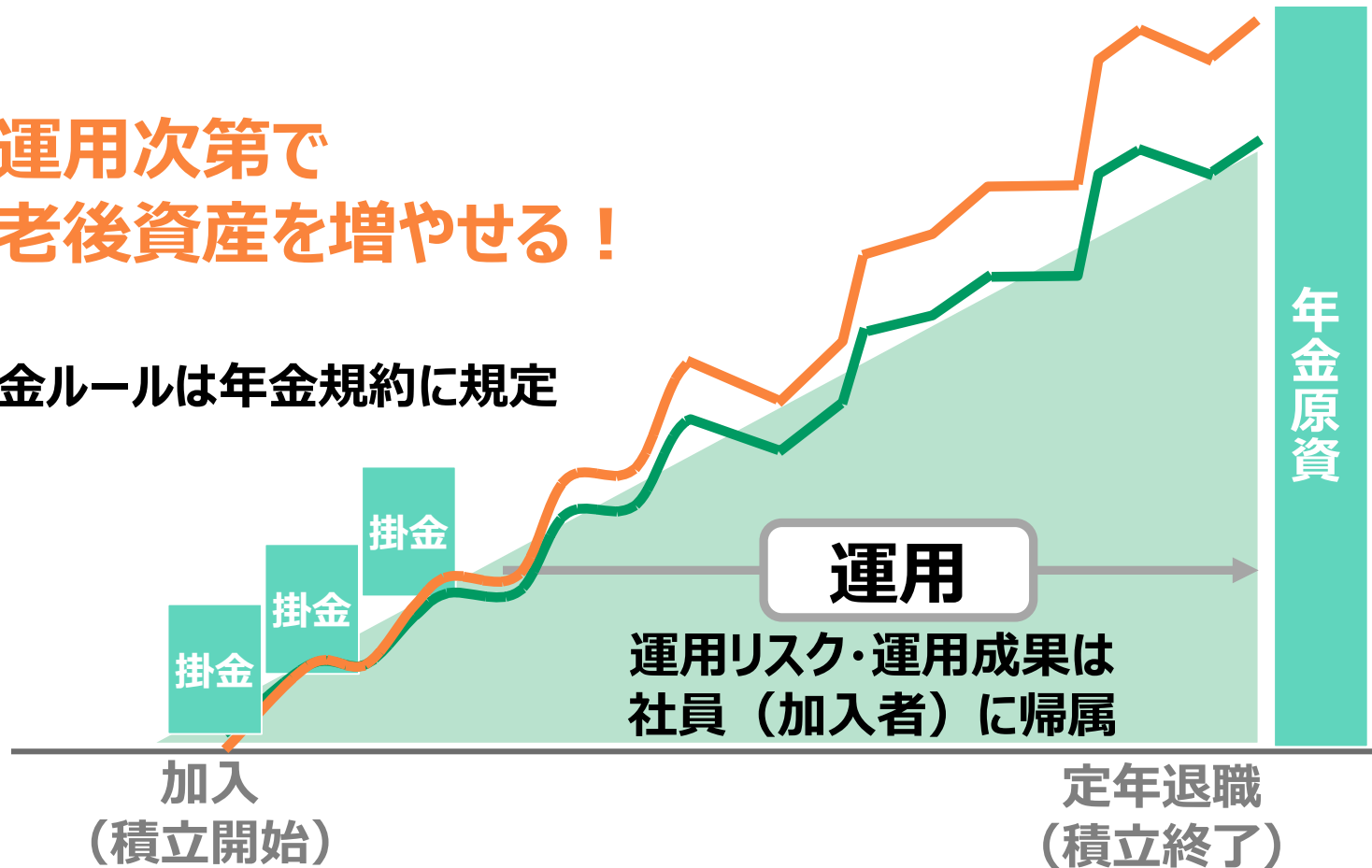


- ①社員一人一人にDCという自分専用の貯金箱（DC口座）ができる
- ②会社が毎月お金を個人の貯金箱に積立
- ③社員が好きな方法で積立（積立方法は自由）
- ④60歳以降に貯金箱に貯まったお金を受け取る

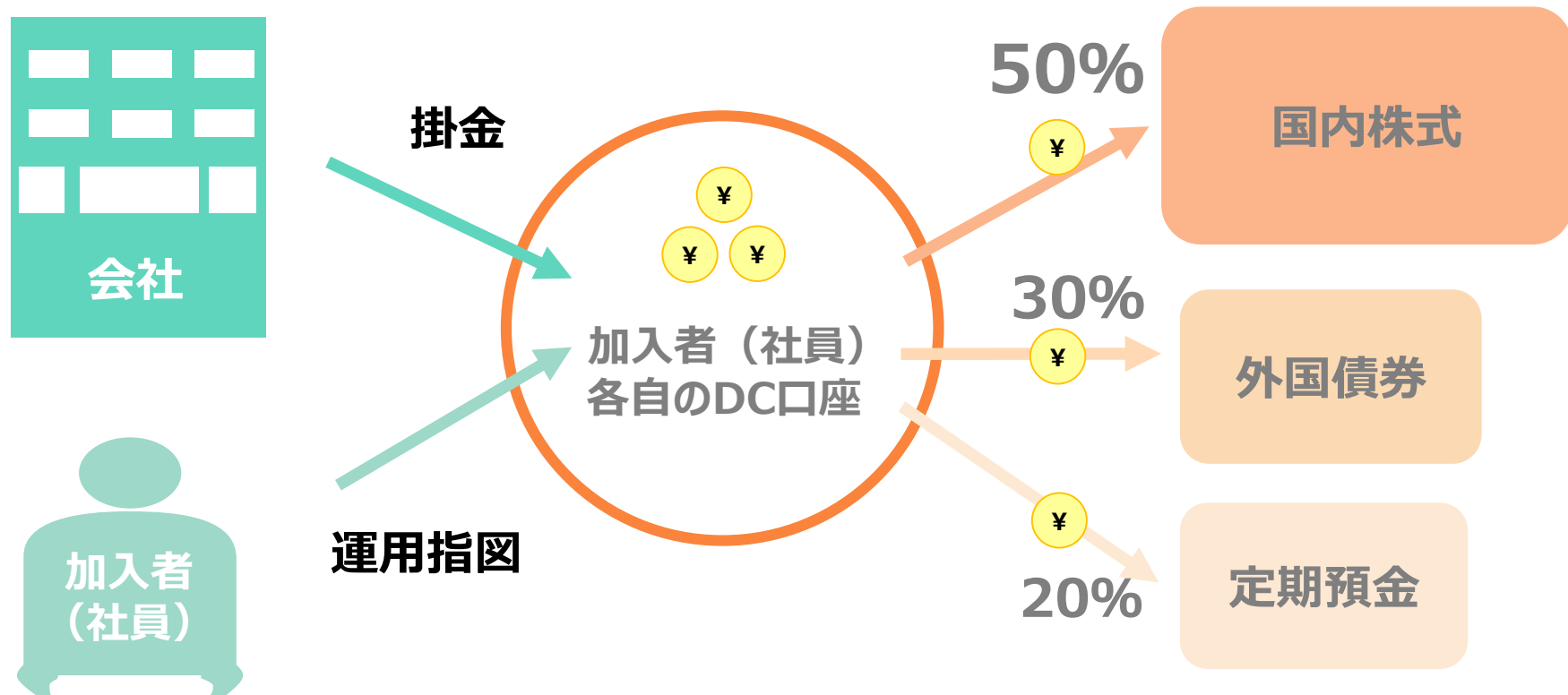
老後資産を自分で増やせる

運用次第で
老後資産を増やせる！

掛金ルールは年金規約に規定

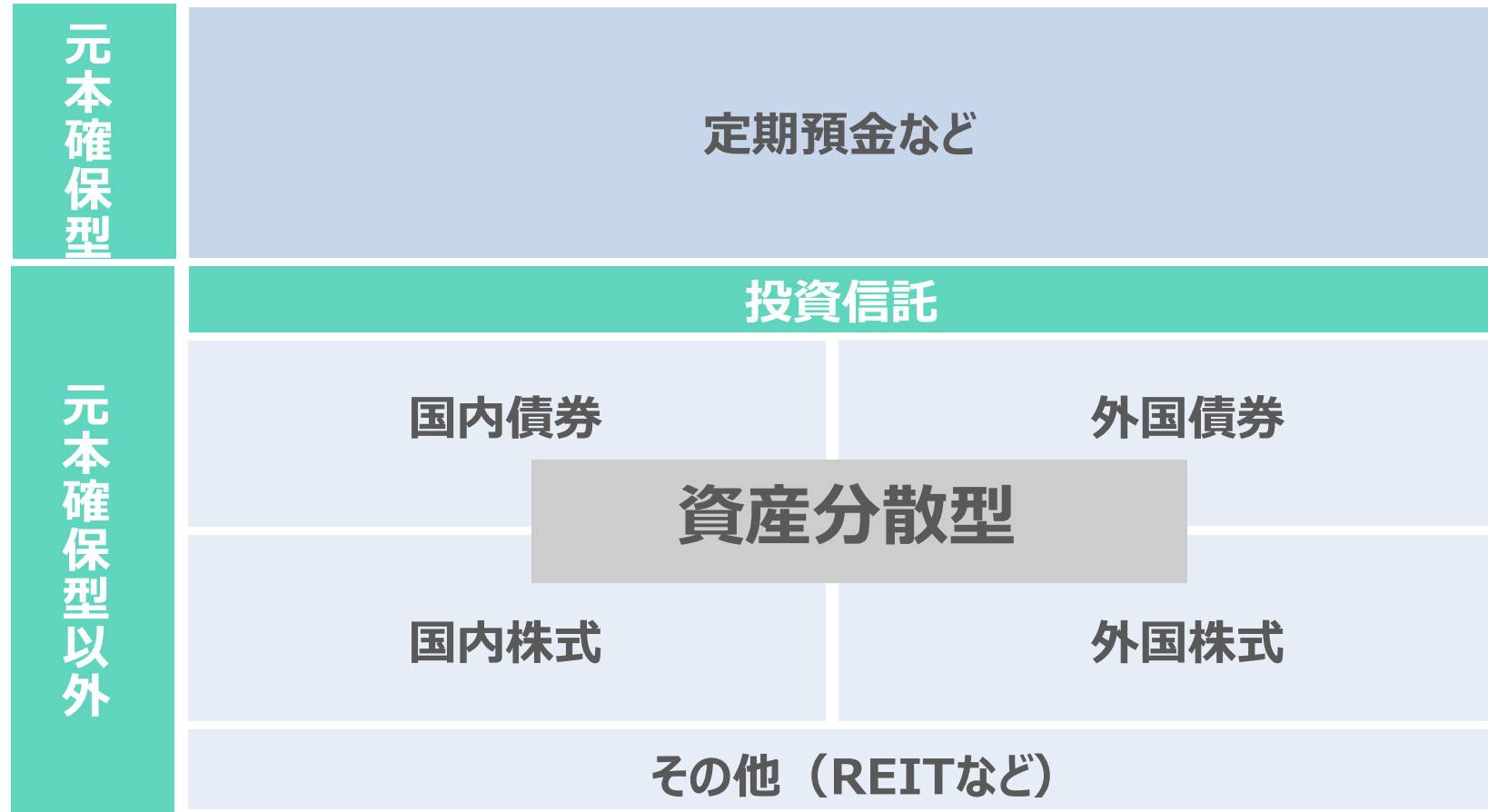


確定拠出年金（DC）における資産運用

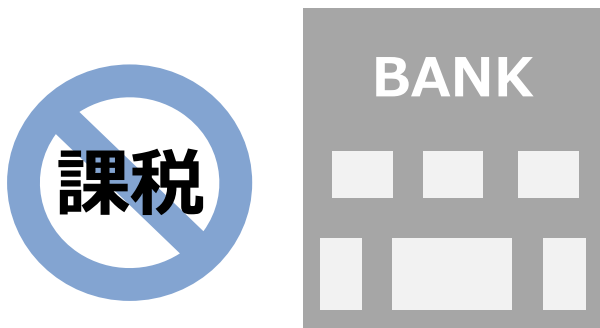


※資産配分は一例です。特定商品を推奨するものではありません。

運用商品のイメージ

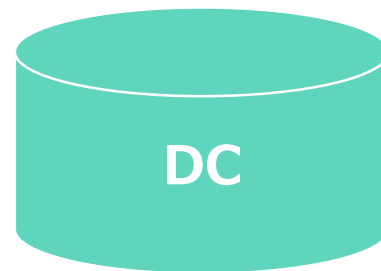


運用時も非課税



定期
預金

投資信託など



定期
預金

投資信託など

DCの利息・運用益に税金はかかりません。

運用時も非課税

【100万円を年利5%で1年間運用】

課税口座での運用

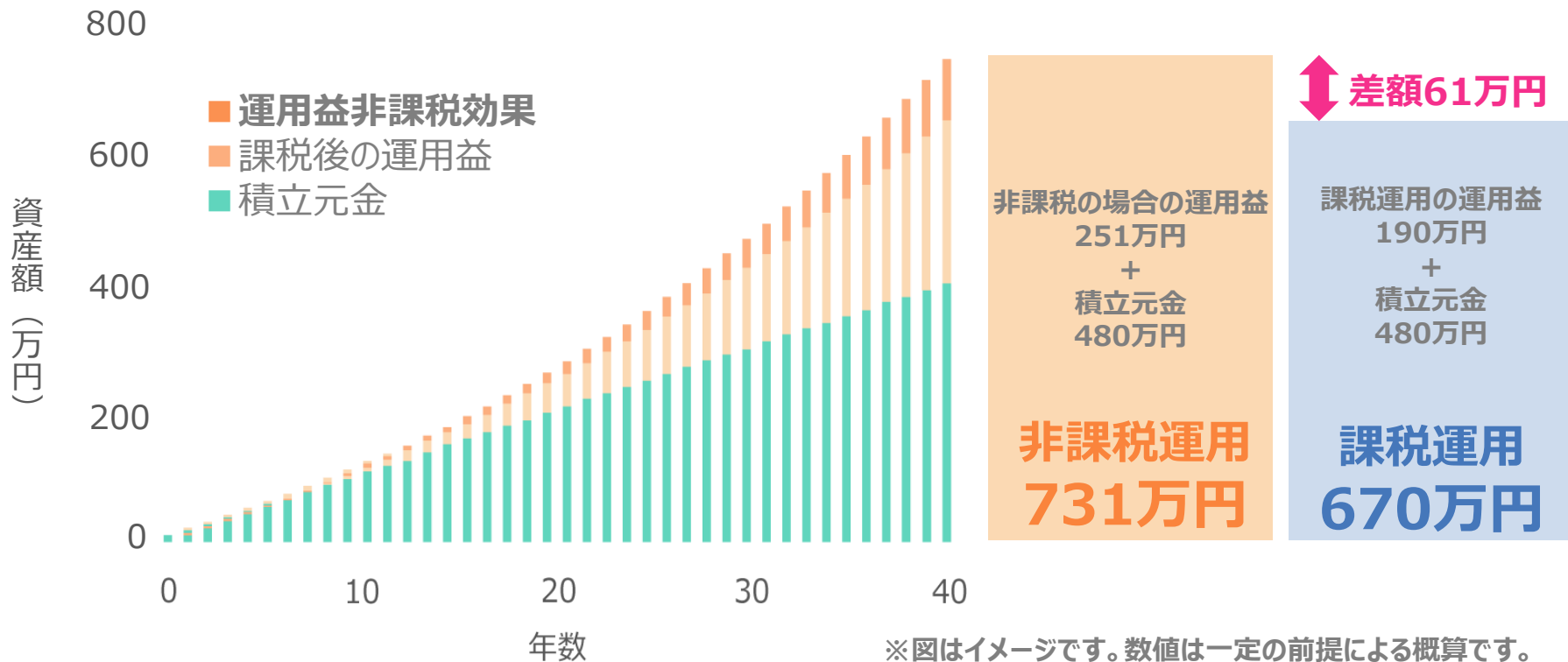


DCでの運用



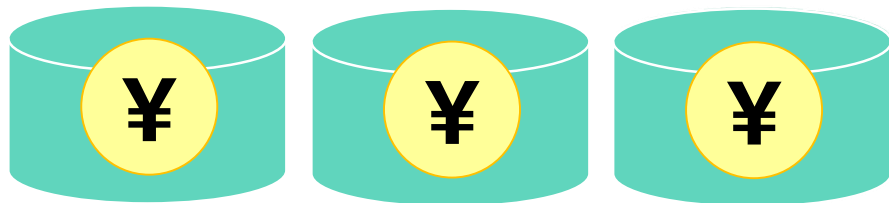
大きな非課税効果

【年利2%で毎月1万円積立】



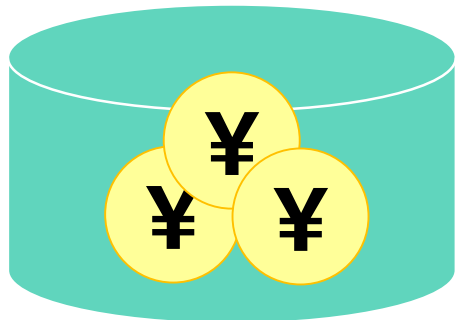
受け取る時にも税制優遇の適用

年金で受取（分割）



→ 公的年金等控除

一時金で受取（一括）



→ 退職所得控除

税制優遇

障害給付金、死亡一時金の税制

障害給付金



非課税

死亡一時金



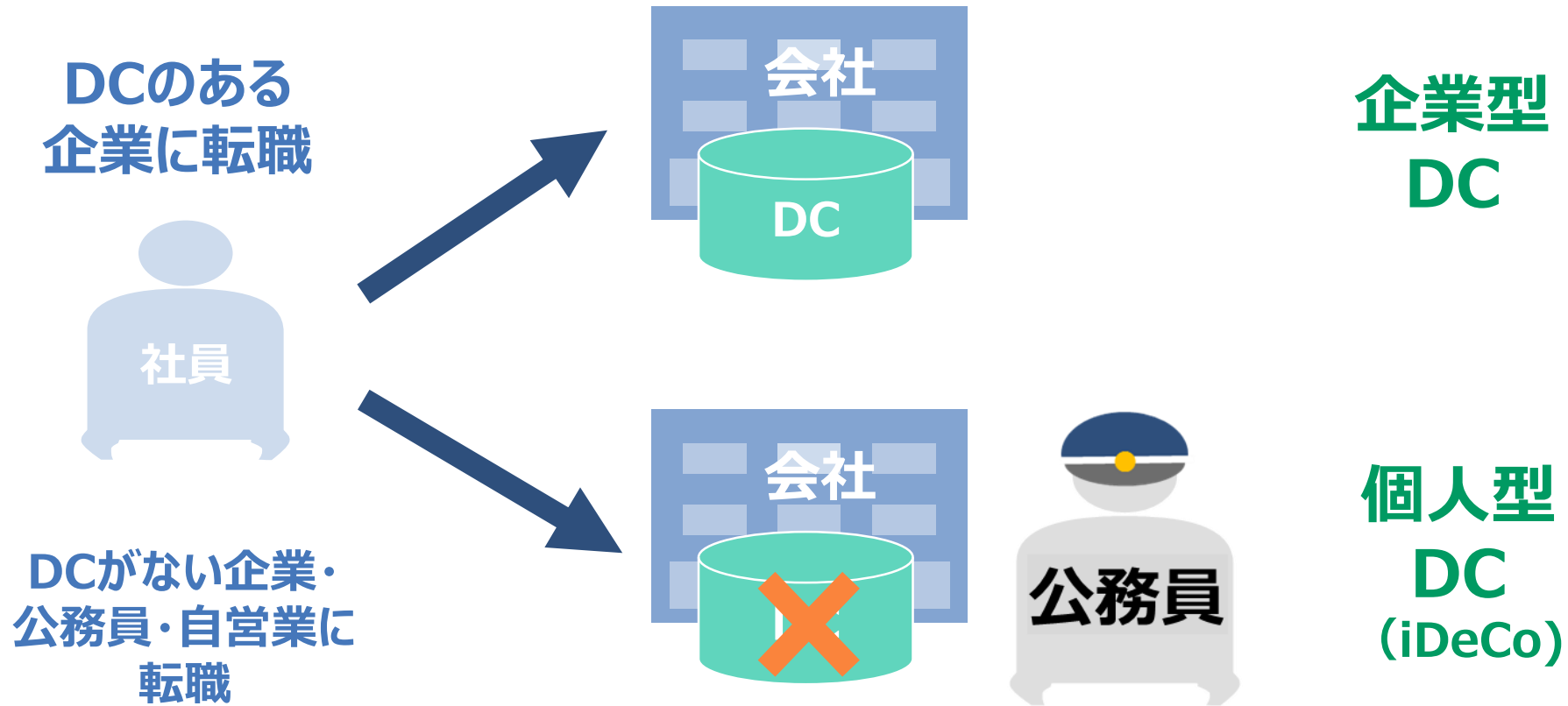
相続税課税

法定相続人 1 人につき
500万円まで非課税

中途退職の場合



中途退職の場合



留意事項

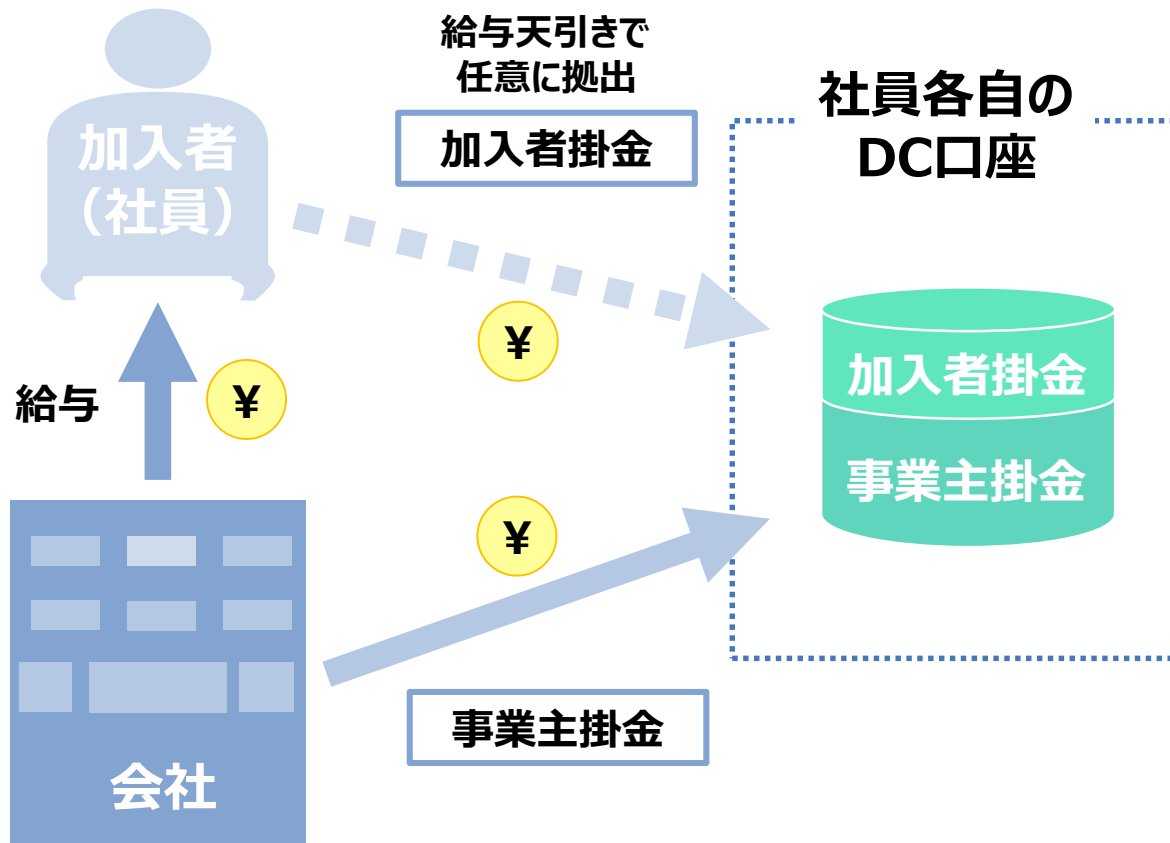
受け取りは60歳以降になります

勤続期間3年未満の場合
事業主掛金は会社へ返還

※規約により勤続期間等が異なることがあります

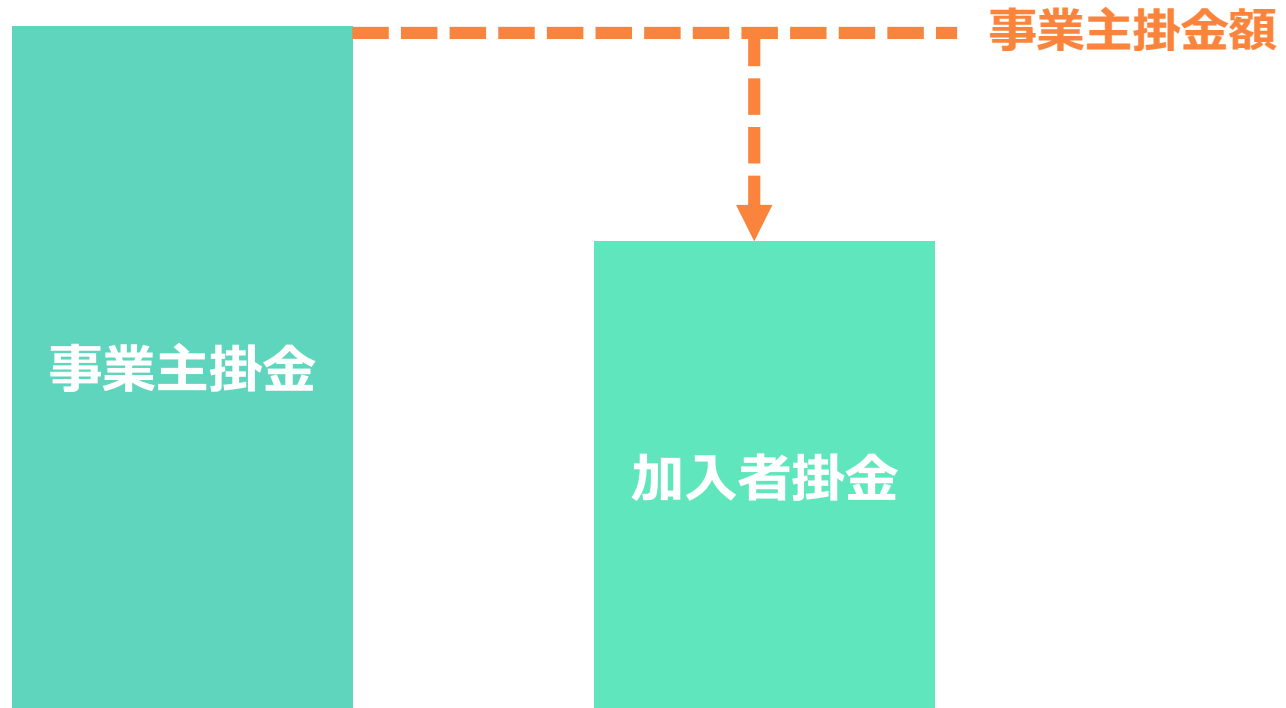
個人型DCに移換した場合
口座管理手数料は自己負担

マッチング拠出の仕組み



マッチング拠出のルール①

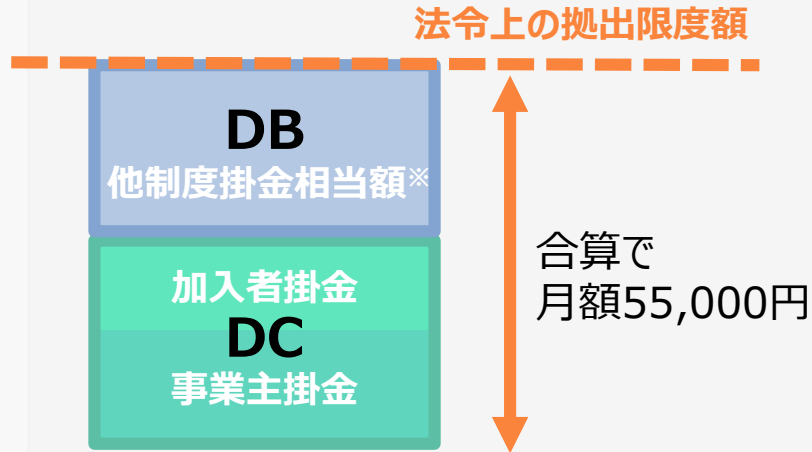
加入者掛金は、事業主掛金の額を超えない範囲内



マッチング拠出のルール②

2024.12法令改正に伴う【**新制度**】適用の制度

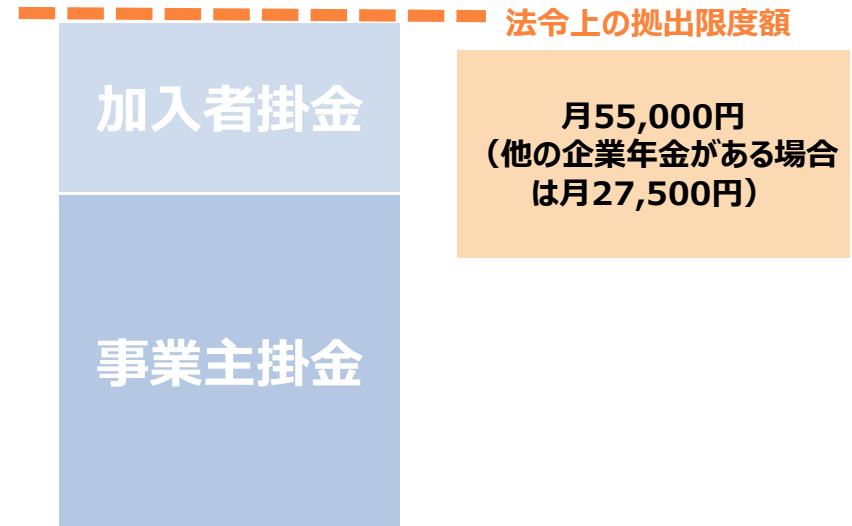
DC掛金（事業主掛金と加入者掛金の合計）は
DB等の他制度掛金相当額と合算して
法令上の拠出限度額を超えない範囲内



※他制度掛金相当額とは、DB等の他制度（他制度にはDBのほか、厚生年金基金、私立学校教職員共済、石炭鉱業年金基金）ごとに、その掛金（給付）水準から企業型DCと比較可能な形で評価したもの。（財政再計算の度に変更）
また、制度ごとの個別の評価に基づいて算出されます。

2024.12法令改正に伴う【**経過措置**】適用の制度

DC掛金（事業主掛金と加入者掛金の合計）は
法令改正前の拠出限度額を超えない範囲内



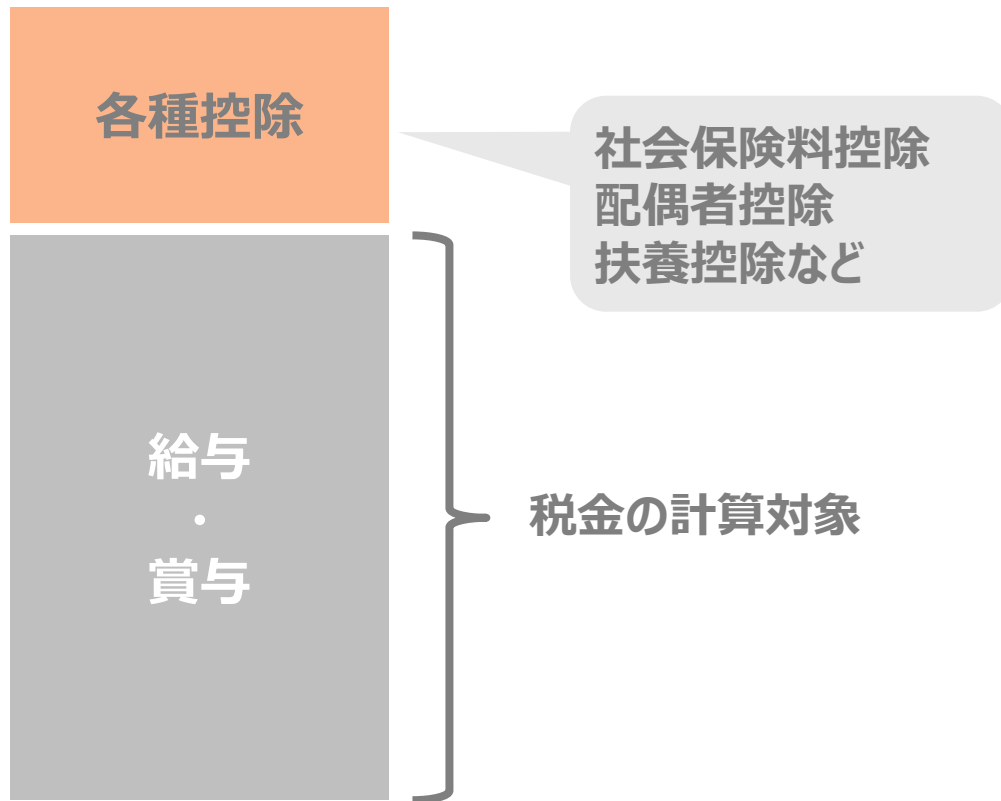
マッチング拠出の税制メリット

加入者掛金は全額所得控除の対象

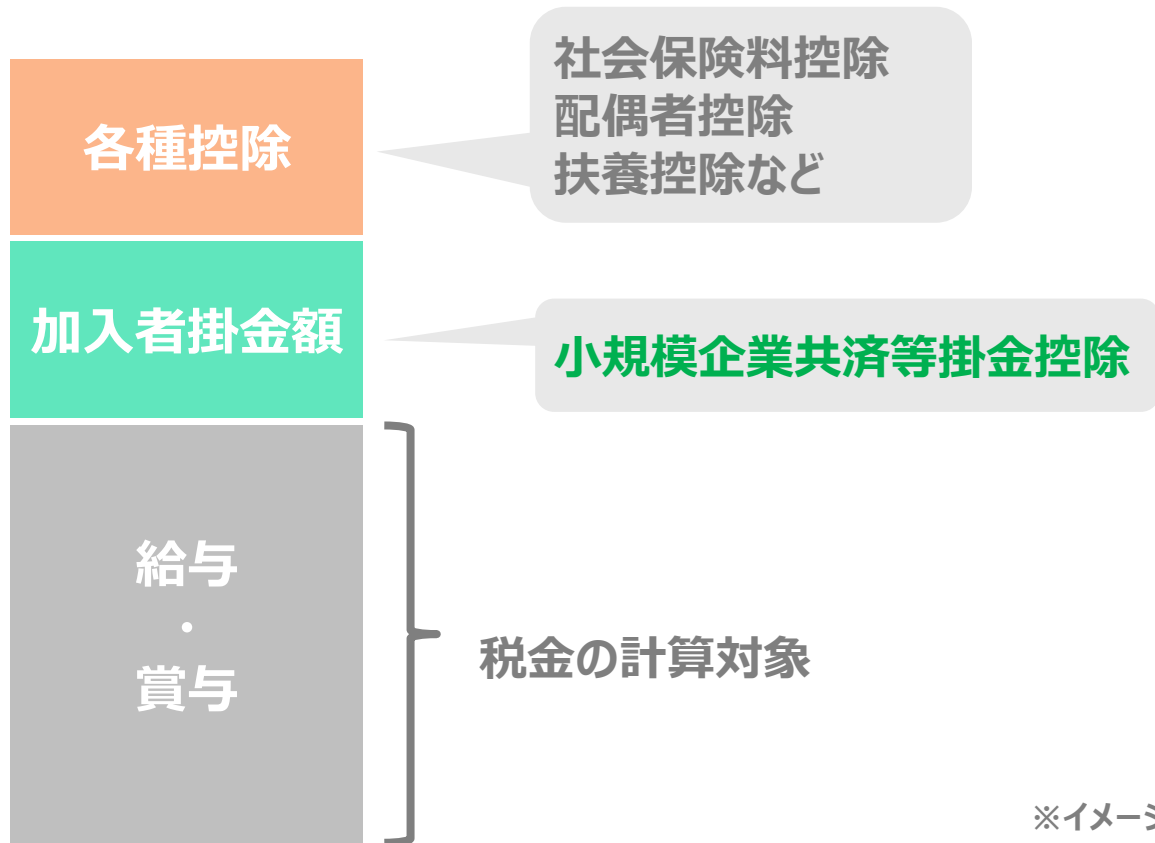
運用益は非課税

受け取る時も税制優遇の適用

所得税・住民税の課税の仕組み



マッチング拠出を行うと・・・



※イメージです。

具体的な税の軽減額（例）

給与収入 (年収)	加入者掛金額		所得税・住民税軽減額 (年額)
	月額	年額	
300万円	5,000円	60,000円	9,000円
	10,000円	120,000円	18,000円
500万円	5,000円	60,000円	12,000円
	10,000円	120,000円	24,000円
800万円	5,000円	60,000円	18,000円
	10,000円	120,000円	36,000円

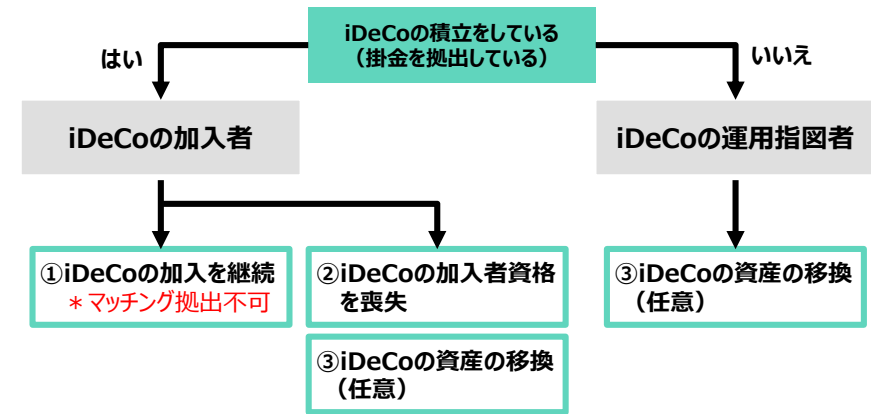
※一定の前提による概算額です。

よくあるご質問

iDeCo口座を持っている場合どうすればいいの？

- 企業型DCとiDeCoとの併用（両方に加入し、掛金を拠出すること）は可能です。（企業型DCのマッチング拠出とiDeCoの併用はできません。）『企業型DCのマッチング拠出（加入者掛金）』⇔『iDeCo』のいずれかを選択する必要があります。
- iDeCoの資産を企業型DCへ移換することが可能です。
- iDeCo掛金の拠出限度額は「55,000円から企業型DC掛金額と他制度掛金相当額^{※1}を控除した金額の範囲内（上限20,000円）」です。

※1 DB等の他制度（確定給付企業年金・厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金・公務員の退職等年金給付（共済））ごとに、その掛金（給付）水準から企業型DCと比較可能な形で評価したもの。（財政再計算の度に変更）



No	お手続き	連絡先（書類入手先）
①	「勤務先の企業年金制度等の加入状況変更」の手続き※2	iDeCoの運営管理機関
②	iDeCoの加入者資格喪失のお届け	iDeCoの運営管理機関
③	積立をしたiDeCo資産を企業型DCに移す（資産の移換）	勤務先のDC担当部署

	iDeCoの加入を継続	企業型DCへ移換
メリット	○引き続きiDeCoの商品で運用できます（資産移換の手続きは不要）。	○iDeCo手数料負担がなくなります。 ○企業型の資産と合わせて運用などができるため、手続き負担が軽減できます。
留意点	○iDeCoの手数料が引き続きかかります。 ○iDeCoの手続きはご本人が行う必要があります（受給手続きや手数料負担がそれぞれの制度で必要）。 ○企業型DCの受給請求の時は注意が必要となる場合があります。	○移換のために現金化されます（商品の売却タイミングの指定はできません）。 ○移換に伴いコストが発生する場合があります。 ⇒iDeCoの運営管理機関（金融機関）にご確認ください。

※2 記載事項の他にも、転職等に伴う「住所、加入する企業年金制度、掛金額」等の変更や掛金納付方法の変更（個人払込を事業主払込に変更）等がある場合は、それらに関する手続きも必要です。

よくあるご質問

DC加入時に50歳以上の場合に留意すべき点は？

- ・ DCは、60歳までの通算加入者等期間に応じて、受け取り開始できる年齢が60歳～最大65歳までの範囲内で異なります。
- ・ 60歳以降に初めてDCに加入する場合（60歳までの通算加入者等期間がない方）、加入日から5年を経過した日から受け取りが可能となります。

60歳までの通算加入者等期間 () 内は新規加入時年齢		受け取り開始できる年齢
10年以上	(50歳以下)	60歳
8年以上	10年未満 (50歳超52歳以下)	61歳
6年以上	8年未満 (52歳超54歳以下)	62歳
4年以上	6年未満 (54歳超56歳以下)	63歳
2年以上	4年未満 (56歳超58歳以下)	64歳
1ヵ月以上	2年未満 (58歳超59歳以下)	65歳

▲
過去に企業型DC・個人型DC等に加入していた期間を含みます

その他の受け取りに関するポイント

1. 60歳以降、受け取り開始できる年齢までの間は、運用が続きます。
2. 受け取り開始できる年齢に達した後は、好きなタイミング（75歳までの間）で受け取りができます。
3. 受け取りは分割（年金）、一括（一時金）、または両方を組み合わせた方法が選べます。（規約により異なります。）

過去に加入していた企業型DCやiDeCoの加入者等期間を通算することができます。
（資産を移換する必要があります）

その他のよくあるご質問

Q	A	Q	A
掛金が振り込まれるのはどの口座？	確定拠出年金(DC)の掛金は皆さんの、DC専用口座に振り込まれます。口座の記録はJIS&T社が行います。口座番号、パスワードのハガキは大切に保管してください。60歳以後にお受け取りいただく資産は、ご指定の預金口座等に振り込まれます。	スイッチングのタイミングはいつなのか？ すぐにできるのか？	営業日の午前10時に締め切り、その日の受付となります（売却日は商品によって異なり、当日あるいは翌営業日の基準価格が適用）また、売却された資金の受渡が終了後、新たな商品を購入するため、スイッチング完了には数日かかります。
残高の確認はどうやってするのか？	年2回（3月末・9月末基準）残高レポート（お取引状況のお知らせ）が発行されます。それ以外に随時、スマートフォン、インターネット（モバイル含む）やコールセンターで確認ができます。	将来会社が無くなったらどうなる？	確定拠出年金の資産は会社の資産とは別に管理されています。万一会社がなくなっても皆さんの確定拠出年金の資産は保全されます。ただし、そのまま同じ商品で運用していくことはできなくなります。個人型確定拠出年金や転職先の制度に移す必要があります。
運用商品はどこで選ぶのか？	毎月の掛金でどの商品を購入するかを決定することを「配分指定」といいます。運用商品の中から好きな商品を選択しその割合を決定し、全部で100%となるようにしてください。割合は1%刻みで自由に決定できます。	りそな銀行が破綻したらどうなる？	信託機能を備えたりりそな銀行は、年金資産を分別管理しているため皆さんの資産に影響はありません。
「配分指定」をしないとどうなるのか？	現金相当で滞留し、運用されないままの状態となります。老後の資産形成に影響が生じる可能性がありますので必ず「配分指定」を行ってください。 ※規約により、配分指定を行わなかった場合、自動的に購入される商品が定められている場合があります。	運用商品の「定期預金」はペイオフの対象となるのか？	定期預金についてはペイオフの対象となります。確定拠出年金以外にも、同じ金融機関に預金残高がある場合は、確定拠出年金残高と合算して元本1,000万円までとその利息が保護されます。
どんな商品を選べばよいかわからない。推奨案を出してもらえるのか？	法令により商品の推奨は禁止されています。運用商品ガイドやWeb画面で運用商品の詳細について知ることができます。運用商品の中には分散投資型もあります。また導入後はシミュレーション機能もあるのでご活用ください。	保険商品の会社が倒産した場合どうなるのか？	保険契約者保護機構により、責任準備金（積立金）の90%を上限に補償されます。
運用商品を変更するには手数料がかかるのか？	運用商品の変更手続きは「配分指定」と「スイッチング」があります。手続きそのものに手数料はかかりません。スイッチングはすでに購入している商品を売却（解約）し、他の商品を購入し直すため、商品によっては手数料がかかる場合があります。	投資信託の運用会社が倒産した場合どうなるのか？	投資信託の資産は、運用会社の資産と別に信託銀行で管理されています。万一倒産しても分別管理されているため、みなさんの資産に影響はありません。
		中途退職した後何も手続きをしないとどうなるのか？	加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6ヶ月以内に移換手続きを行わなかった場合は、資産が国民年金基金連合会へ自動的に移換されてしまいます。